

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金 Q&A (R8.4.20 版)

(こどもの居場所の定義について)

1 Q 「こどもの居場所」とは、どのような活動をいいますか。

A 無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、食事の提供、学習支援、遊び場の提供やその他こども同士または地域住民との交流の場の提供を行う「こどもの居場所」の活動を言います。

2 Q 低額とは、どのくらいの料金をいいますか。

A 「低額」の明確な基準はありませんが、こども食堂における材料費等の実費程度を想定しています。(例：こども 無料、大人 300 円)

3 Q 「こども」の定義はありますか。

A おおむね 18 歳未満の者を言います。

4 Q こどもだけではなく、大人も参加対象としている活動でもいいですか。

A こどもの孤立の解消、人や社会と関わる力の育成、こどもの貧困対策など、こどもの居場所づくりの目的に合致し、地域に開かれている活動内容であれば、大人が参加しているこどもの居場所も対象となります。

(交付対象について)

5 Q 「こどもの居場所」は、どこかに登録している必要がありますか。

A 県の「こどもの居場所一覧」へ登録され、活動している「こどもの居場所」が対象となります。現在、登録されていない場合は、交付申請と同時の登録が可能です。

なお、登録にあたっては、連絡票を提出してください。

6 Q こどもの居場所の活動頻度について、一定以上の回数が必要ですか。また、これから活動を開始する場合も、対象となりますか。

A 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間で、計 6 回以上（おおむね 2 ヶ月に 1 回以上）の開催実績がある団体等が対象となります。

7 Q 今年度静岡県が実施した「令和 7 年度こども食堂物価高騰対策支援金」や「令和 7 年度こども食堂物価高騰対策支援金（追加分）」の交付を受けたこども食堂も対象となりますか。

A 対象となります。上記 2 つの支援金は、食料費の高騰に対する支援金である一

方、今回の支援金は物品（食料費を除く）の価格高騰に対する支援金となります。

8 Q 市町や県、国等の補助や委託を受けている場合は対象となりますか。

A 国や県、市町、民間団体等の「補助」を受けている団体等であっても対象となります。ただし、県や市町の「委託」により実施している団体等は対象となりませんので注意してください。

(活動の開催回数について)

9 Q 「週1回」や「2か月に1回」のように定期的には開催していませんが、期間中に6回以上の開催実績があれば対象となりますか。

A こどもの居場所一覧の開催頻度が2ヶ月に1回以上で登録があり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に6回以上の開催実績があれば、定期的には開催していなくても対象となります。

10 Q こども食堂で、会食形式から弁当配布に変更した活動を継続していますが、開催回数に含めていいですか。

A 感染拡大防止対策等の理由により、対面での開催が困難な場合に実施する弁当等の配布については、開催回数に含めるものとします。ただし食品無料配布（フードパントリー）のみの活動は、開催回数に含めません。

(申請について)

11 Q 1つの団体がこどもの居場所を複数運営している場合、複数の申請ができますか。

A こどもの居場所1か所につき1件の申請となりますので、複数の申請ができません。

(申請のスケジュールについて)

12 Q 支援金の交付を受けるために必要な手続きを教えてください。

A 交付申請書等を、申請要領に記載の提出先まで郵送で提出してください。

(申請期限：令和8年6月15日(月) ※当日消印有効)

申請書類を審査後、要件を満たしている場合は、交付決定(確定)通知書を通知し、指定口座に支援金をお振込します。

13 Q メールでの提出はできますか。

A 申請書の提出は郵送のみとなります。

14 Q 支援金の交付決定の連絡はありますか。

A 提出書類を審査し、交付すべきと認めるときは、交付決定(確定)通知書を知知します。支援金の交付は交付決定(確定)通知書の通知後に行います。なお、申請書に疑義がある場合は、追加書類の提出や現地の確認を求めることがあります。また、交付すべきでないと思められたときは、不交付決定通知書を知知します。

(交付の時期について)

15 Q 支援金はいつ頃支払われますか。

申請してから支援金が入金されるまでの期間の目安は概ね2か月程度となります(申請に不備がある場合はこの限りではありません)。遅くとも8月中には支払を行う予定です。

16 Q 交付された支援金の実績報告は必要ですか。

A 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間について、物価高騰の影響を受けながら、継続してこどもの居場所を提供した活動に対する支援金であり、申請時に開催状況を報告していただいた上で、実績に基づき交付しますので、実績報告は不要です。

(予定件数について)

17 Q 支援金交付の予定件数を教えてください。

A 予算の範囲内で交付するため確定していません。申請額が予算上限に達した場合、申請期限前であっても、その時点で受付終了となります。